

人 材 紹 介 契 約 書

〇〇株式会社と（以下「甲」という）と、キャレオスパートナーズ株式会社（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関する業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材（以下「丙」という）を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（報酬）

1. 甲は、人材紹介料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の25%（税別）を乙に支払うものとする。

上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

2. 被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退職時期に応じて、受領した人材紹介料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職時期	返還する人材紹介料
入社から1週間未満	100%
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

第3条（支払）

甲は第2条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（直接交渉等の禁止）

1. 甲は、乙の書面による承諾なくしては、丙との間で、丙の雇用について直接交渉をしないものとする。なお、甲が、乙を通じて丙に対して内定通知書を交付する前に、丙に対して直接連絡をとった場合は、本項への違反があったとみなすものとする。
2. 甲は、乙が丙を紹介してから1年以内は、当該紹介に係る雇用の成否にかかわらず、乙の書面による承諾なくして、甲若しくはその関係会社又はそれらの関連施設において、丙を雇用しない。
3. 甲は、乙を介さずに、乙の従業員又は元従業員に対して、金銭の授受を行う等の方法により、人材紹介その他の事項に関する直接的な交渉をしないものとする。
4. 甲は、前各項のいずれかに違反した場合、又は不正な手段により紹介料の支払いを免れ、若しくはその返金を受けるための行為をし、若しくはそれらの行為をしようとした場合は、違約金として、仮にその丙が甲の下で3ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する金額を直ちに乙に支払うものとする。

第5条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。